

被災児童生徒就学支援等事業の継続及び被災した児童

・生徒への十分な就学支援について

東日本大震災から8年が経過しました。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に、被災児童生徒就学支援等事業が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われており、令和元年度（平成31年度）も44億円が予算化されています。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小・中学生に対する学用品等の援助やスクールバス運行による通学手段の確保に係る経費を含む通学支援、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童・生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料の減免などが実施されています。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

本事業の対象は、全国各地に避難している子どもたちです。福島県こども・青少年政策課によりますと、福島県では、平成30年4月時点で1万7,000人以上の子どもたちが県内外で避難生活を送っています。経済的な支援を必要とする子どもたちは依然として多く、子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援がなくてはなりません。学校現場からも、事業の継続を強く望む声が届いています。しかし、事業に係る予算は単年度ごとに措置されるものであり、今後、仮に事業が終了する、又は規模が縮小することとなれば、支援事業に要する予算は自治体負担となることも危惧されます。

復興庁は、平成30年12月18日に、「復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理」を公表しました。この中で、被災した児童・生徒

等に対する支援について、「復興・創生期間後も家族や住居を失い心のケア等の支援が必要な児童生徒が一定数就学している学校が残る可能性があり、特別な教員加配、スクールカウンセラーの配置等に対する支援について、一定期間継続が必要であるとの要望がある」と報告しています。

また、政府は、平成31年3月8日に、「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」を閣議決定し、復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示しました。この中の「具体的な取組」にも、「被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む」とあります。

福島復興・再生に向けた動きは本格的に始まっていますが、これからも経済的に困窮している家庭の子どもたちへの就学支援は必要です。そのためにも、令和2年度及び復興・創生期間後も国の被災児童生徒就学支援等事業を継続し、必要な財政措置を行うべきと考えます。

よって政府は、下記事項について措置されるよう、強く要請いたします。

記

- 1 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和2年度及び復興・創生期間後においても全額国庫負担による被災児童生徒就学支援等事業を継続し、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和元年6月20日

会津若松市議会議長 目黒 章三郎

あて

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

復興大臣

その他関係筋